

日程第 2 議案第 39 号

熊谷市大麻生公民館の臨時休館日について

熊谷市公民館条例第 5 条第 2 項に基づき、熊谷市大麻生公民館について、臨時の休館日を次のとおりとする。

臨時休館日 令和 7 年 1 1 月 1 日から令和 8 年 4 月 3 0 日まで
--

説明

令和 7 年度に大麻生会館建設工事を実施するにあたり、大麻生公民館の駐車場を使用することができなくなるため、利用者の安全を確保するとともに円滑に施工するため、臨時の休館日を設ける。